



事務連絡  
平成26年12月26日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第498号）が公布され、平成27年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成26年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成27年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表II区分112の(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ（III型）

① 標準型

B0021120901

② 自動調整機能付き

B0021120902

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後 前 改

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ベースメーカー				
(1) シングルチャンバ				
① 標準型	B002 112 01 01			B002 112 01 01
② MR I 対応型	B002 112 01 02			B002 112 01 02
(2) 削除				
(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 112 03			B002 112 03
(4) 削除				
(5) デュアルチャンバ (III型)	B002 112 05			B002 112 05
(6) デュアルチャンバ (IV型)				
① 標準型	B002 112 06 01			B002 112 06 01
② MR I 対応型	B002 112 06 02			B002 112 06 02
(7) トリプルチャンバ (I型)				
① 標準型	B002 112 07 01			B002 112 07 01
② 極性可変型	B002 112 07 02			B002 112 07 02
(8) トリプルチャンバ (II型)				
① 単極用又双極用				
ア 標準型	B002 112 08 01 1			B002 112 08 01 1
イ MR I 対応型	B002 112 08 01 2			B002 112 08 01 2
② 4極用	B002 112 08 02 1			B002 112 08 02 1
(9) トリプルチャンバ (III型)				
① 標準型	B002 112 09 01			B002 112 09 01
② 自動調整機能付き	B002 112 09 02			B002 112 09 02